

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 森下 賢樹 様 〒150-0021 日本国 東京都渋谷区恵比寿西 2 - 1 1 - 1 2	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 SC18031W000	発送日 (日.月.年) 18.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/045751	国際出願日 (日.月.年) 22.11.2019	優先日 (日.月.年) 30.11.2018
国際特許分類 (I P C) H04N 5/232(2006.01)i; G01B 11/00(2006.01)i; G06T 7/70(2017.01)i; H04N 5/225(2006.01)i FI: H04N5/232; G01B11/00 H; G06T7/70 Z; H04N5/225 600		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の欠陥
- 第 VIII 欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	見解書を作成した日 31.01.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 村山 絢子 5P 4450 電話番号 03-3581-1101 内線 3581
---	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	1-17	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-17	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-17	有
	請求項		無
2. 文献及び説明:			
<p>文献1 : US 2018/0329484 A1 (MICROSOFT TECHNOLOGY LICENSING, LLC) 15.11.2018(2018-11-15) 段落0032-0041,0056,0066,0078,0090-0093,図1-3,8-10,14A,14B & WO 2018/208463 A1 段落0031-0040,0055,0065,0077,0089-0092,図1-3,8-10,14A,14B</p> <p>文献2: JP 2017-101960 A (株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 08.06.2017(2017-06-08) 段落0011-0021,0024,0027-0028,0033,0050-0051,0057-0058,図1-2,4,8-9 & US 2017/0154247 A1 段落0025-0035,0038,0041-0042,0047,0064-0065,0071-0072,図1-2,4,8-9</p> <p>請求項1-17に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性、進歩性を有する。</p> <p>文献1には、光源302を備えたデバイス300を、短時間露光により撮影した画像を取得して、デバイスの発光と露光タイミングとの同期を取る際に、デバイスの発光期間を順次半減させて、撮影された画像にデバイスの光源が写り込んでいるかを判定することが記載されている。</p> <p>また、文献2には、発光部6及びモーションセンサを有する発光デバイス18、発光デバイス18を含む空間を撮影する撮像装置12、発光デバイス18の位置を特定し、それに基づき情報処理を行う情報処理装置10、情報処理の結果として生成されたデータを出力する表示装置16を含むシステムにおいて、</p> <p>情報処理装置10は、撮像装置12から撮影画像のデータを取得する撮影画像取得部60、撮影画像から発光マーカーの像を検出することによりその実空間での位置情報を取得する位置情報取得部64、位置情報に基づき所定の情報処理を実施し、情報処理の結果として出力すべきデータを生成する出力データ生成部68を含むこと、発光している物とそれ以外の物で像の輝度に差をつけるために、一般的な撮影画像より露出を抑えること、発光マーカー18が内蔵するモーションセンサの計測値を取得し、その情報を統合して詳細な位置や姿勢を導出することが記載されている。</p> <p>しかしながら、同期処理に際して、1フレームの周期を所定数に分割してなる時間を最小単位として所定の点灯/消灯パターンで発光マーカーを発光させるようにデバイスに要求する点、それを撮影した動画像の所定数のフレームに当該発光マーカーの像が表れているか否かを判定する点は、何れの文献にも開示されていない。</p>			